

## 一般社団法人教育ネットワーク中国 会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人教育ネットワーク中国(以下「本法人」という。)定款第9条に基づき、会費に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 本法人の会員が支払う会費の種類は、会員の区分及び参加する事業によって、次のとおりとする。

- (1) 正会員 基本会費及び規模別会費
- (2) 準会員 準会員会費
- (3) 賛助会員 賛助会費
- (4) 高大連携事業に参加する高等学校 高大連携事業参加会費

(会費の額)

第3条 毎年度の会費の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 基本会費

1) 大学等会費

大学は22万円とし、大学校及び短期大学は18万円とする。ただし、大学等を新設してまだ完成年度を迎えていない場合は15万円とする。

2) 併設校会費

同一学校法人が設置する別の大学又は短期大学が正会員となっている場合は、10万円とする。

3) 高専会費

高等専門学校は10万円とする。

4) 教育団体会費

所管する学校数が50校を超えるときは10万円、10校から49校までは5万円、9校以下のときは3万円とする。

(2) 規模別会費

学部学生数1名につき60円とする。ただし、短期大学、高等専門学校及び福山市又は尾道市の大学並びに広島県外の大学には、この会費を免除することができる。

(3) 準会員会費

3万円とする。

(4) 賛助会費

1口3万円とする。

(5) 高大連携事業参加会費

1高等学校につき3千円とする。ただし、本法人会員(教育団体)が所管する高等学校は、この会費を免除する。

2 前項第1号の基本会費については、特別の事情があると認められる場合は、理事会の議を経て、減免することができる。

(学生数の調査)

第4条 本法人は、規模別会費を支払う大学に対して、毎年5月1日現在の学部学生数(休学者は除く。)の調査を行い、規模別会費の額を算定する。

(会費の請求、支払い)

第5条 本法人は、第3条に規定する会費(高大連携事業参加会費を除く。)の合計額を算定し、原則として毎年5月末日までに各会員に会費の納入を請求する。請求を受けた会員は、速やかに会費を支払うものとする。

2 本法人は、高大連携事業参加会費については、原則として毎年7月上旬までに、各高等学校に高校生の受講申込状況に基づき会費の納入を請求する。請求を受けた高等学校は、速やかに会費を支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の議を経て、代表理事が行う。

附 則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。ただし、教育ネットワーク中国が一般社団法人教育ネットワーク中国になる前と比較して会費が著しく増加する会員は、総会の議決を経て、2011年度は所定の会費を1/2にすることができる。

2 この規程は、第2条の(4)、第3条の(3)及び第4条の文言の一部を削除して、2012年4月1日から施行する。

3 この規程は、第4条の文言の一部を削除・加筆して、2013年4月1日から施行する。

4 この規程は、第2条の(1)の①②③及び(2)の②の一部、並びに第4条の一部文言を改正して2014年4月1日から施行する。

5 この規程は、第2条、第3条を2015年3月13日改正して、2015年4月1日から施行する。

6 この規程は、第2条及び第3条を改正して、2018年4月1日から施行する。

7 この規程は、2020(令和2)年6月30日(社員総会の日)から施行する。